

教育クラウドプラットフォーム「まなびポケット」利用規約【現改比較表】 2026 年 8 月 28 日現在

～2026 年 8 月 27 日

2026 年 8 月 28 日～

【第 1 章（共通）】

第 3 条 （定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語 用語の意味

1. 本サービス又はまなびポケット 本規約にて、インターネットを介してオンラインで提供する教育クラウドプラットフォームのサービス全般をいいます。
2. 当社提供コンテンツ 本サービスによって、当社より提供される個々の学習・教材コンテンツをいいます。当社提供コンテンツは本規約第 1 章（共通）の他、第 2 章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の定めに基づき、提供されます。なお、当該コンテンツを当社に提供する事業者を「コンテンツ卸業者」といいます。
3. コンテンツ事業者提供コンテンツ 別冊の定めにより当社が付与するライセンスに基づき、コンテンツ事業者が利用団体に直接提供する個々の学習・教材コンテンツをいいます。コンテンツ事業者提供コンテンツは本規約第 1 章（共通）の他、別冊及びコンテンツ規約の定めに基づき、提供されます。なお、利用団体に対して直接、コンテンツ事業者提供コンテンツを提供する事業者を「コンテンツ事業者」といいます。当社提供コンテンツとコンテンツ事業者提供コンテンツとを総称し、「各コンテンツ等」といいます。
4. コンテンツ規約 別冊の定めにより当社が付与するライセンスに基づいたコンテンツ事業者提供コンテンツの利用に伴い、利用団体とコンテンツ事業者との間で合意するコンテンツ事業者提供コンテンツの提供条件を記したものをいいます。
5. 利用団体 教育委員会、学校（学校教育法に定める「学校」及びそれに準ずる機関（公営塾・フリースクール・学童等）をいい、民間教育事業者が運営するものを除きます。）をいい、本サービスに係る契約当事者となる団体を指します。
6. 利用者 利用団体の管理下において、本サービス又は各コンテンツ等を利用する児童・生徒、保護者及び利用団体の教職員をいいます。
7. 料金月 1 の暦月の起算日（当社が利用団体との契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
8. 児童・生徒 ID 利用団体が、児童・生徒に対して付与する、本サービス又は各コンテンツ等の利用に係る ID をいいます。なお、利用団体が、児童・生徒に対して付与することのできる児童・生徒 ID の上限数は本サービス又は各コンテンツ等の利用に係る利用団体との契約にて規定します。
9. 児童・生徒 利用者のうち、本サービス又はコンテンツ等を児童・生徒 ID により利用する者をいいます。
10. 教職員 ID 利用団体が、利用団体の教職員に対して付与する、本サービス又は各コンテンツ等の

第 3 条 （定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語 用語の意味

1. 本サービス又はまなびポケット 本規約にて、インターネットを介してオンラインで提供する教育クラウドプラットフォームのサービス全般をいいます。
2. 当社提供コンテンツ 本サービスによって、当社より提供される個々の学習・教材コンテンツをいいます。当社提供コンテンツは本規約第 1 章（共通）の他、第 2 章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の定めに基づき、提供されます。なお、当該コンテンツを当社に提供する事業者を「コンテンツ卸業者」といいます。
3. コンテンツ事業者提供コンテンツ 別冊の定めにより当社が付与するライセンスに基づき、コンテンツ事業者が利用団体に直接提供する個々の学習・教材コンテンツをいいます。コンテンツ事業者提供コンテンツは本規約第 1 章（共通）の他、別冊及びコンテンツ規約の定めに基づき、提供されます。なお、利用団体に対して直接、コンテンツ事業者提供コンテンツを提供する事業者を「コンテンツ事業者」といいます。当社提供コンテンツとコンテンツ事業者提供コンテンツとを総称し、「各コンテンツ等」といいます。
4. コンテンツ規約 別冊の定めにより当社が付与するライセンスに基づいたコンテンツ事業者提供コンテンツの利用に伴い、利用団体とコンテンツ事業者との間で合意するコンテンツ事業者提供コンテンツの提供条件を記したものをいいます。
5. 利用団体 教育委員会、学校（学校教育法に定める「学校」及びそれに準ずる機関（公営塾・フリースクール・学童等）をいい、民間教育事業者が運営するものを除きます。）をいい、本サービス等に係る契約当事者となる団体を指します。
6. 利用者 利用団体の管理下において、本サービス等を利用する児童・生徒、保護者及び利用団体の教職員をいいます。
7. 料金月 1 の暦月の起算日（当社が利用団体との契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
8. 児童・生徒 ID 利用団体が、児童・生徒に対して付与する、本サービス等の利用に係る ID をいいます。なお、利用団体が、児童・生徒に対して付与することのできる児童・生徒 ID の上限数は本サービス等の利用に係る利用団体との契約にて規定します。
9. 児童・生徒 利用者のうち、本サービス等を児童・生徒 ID により利用する者をいいます。
10. 教職員 ID 利用団体が、利用団体の教職員に対して付与する、本サービス等の利用に係る ID をいいます。なお、利用団体が、教職員に対して付与することのできる教職員 ID の上限数は本サービス等の

利用に係る ID をいいます。なお、利用団体が、教職員に対して付与することのできる教職員 ID の上限数は本サービス又は各コンテンツ等の利用に係わる利用団体との契約にて規定します。 1 1. 教職員 利用者のうち、本サービス又はコンテンツ等を教職員 ID により利用する者をいいます。 1 2. 保護者 ID 利用団体が、児童・生徒の保護者に対して付与する、本サービス又は各コンテンツ等の利用に係る ID をいいます。 1 3. 保護者 利用者のうち、児童・生徒の保護者であり、本サービス又はコンテンツ等を保護者 ID により利用する者をいいます。 1 4. 学校管理者 ID 利用団体の申込に基づき、当社が学校管理者に対して付与する、本サービス又は各コンテンツ等の管理に係る ID をいいます。 1 5. 学校管理者 利用団体の管理下の各学校にて、本サービス又は各コンテンツ等の管理を行う者をいいます。 1 6. 教育委員会 ID 利用団体が教育委員会の場合に、当社が当該教育委員会に対して付与する、本サービスの利用に係る ID をいいます。 1 7. 学校法人 ID 利用団体が私立学校の場合に、当社が当該学校法人に対して付与する、本サービスの利用に係る ID をいいます。	利用に係わる利用団体との契約にて規定します。 1 1. 教職員 利用者のうち、本サービス等を教職員 ID により利用する者をいいます。 1 2. 保護者 ID 利用団体が、児童・生徒の保護者に対して付与する、本サービス等の利用に係る ID をいいます。 1 3. 保護者 利用者のうち、児童・生徒の保護者であり、本サービス等を保護者 ID により利用する者をいいます。 1 4. 学校管理者 ID 利用団体の申込に基づき、当社が学校管理者に対して付与する、本サービス等の管理に係る ID をいいます。 1 5. 学校管理者 利用団体の管理下の各学校にて、本サービス等の管理を行う者をいいます。 1 6. 教育委員会 ID 利用団体が教育委員会の場合に、当社が当該教育委員会に対して付与する、本サービス等等の利用に係る ID をいいます。 1 7. 学校法人 ID 利用団体が私立学校の場合に、当社が当該学校法人に対して付与する、本サービス等等の利用に係る ID をいいます。
第4条（本規約の構成・優先関係） 1） 本規約は、利用団体と当社との間の本サービスに関する関係に適用します。 2） 本規約は、本サービス全体に適用される第1章（共通）の条項、個々の当社提供コンテンツ単位に追加、適用される第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）、まなホーダイに適用される第3章（まなホーダイ）、まなびポケット たんぽくんに適用される第4章—1（まなびポケット たんぽくん）、まなびポケット たんぽくんアドミスキームに適用される第4章—2（まなびポケット たんぽくんアドミスキーム）、まなびポケット統合認証機能に適用される第5章（統合認証メニュー）、ダッシュボードサービスに適用される第6章（ダッシュボード）、個別機能に適用される第7章（個別機能）の条項により構成され、本サービス全体に適用される第1章（共通）の条項には当社所定の申込書に記載の条件を含みます。 3） 第1章（共通）の条項と第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の条項に齟齬が生じた場合、第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の条項が優先するものとします。ただし、この場合であっても第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の条項に規定の無い事項については第1章（共通）の条項が適用されるものとします。 4） 第3章（まなホーダイ）の条項が適用される場合において、第1章（共通）の条項、第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の条項、第3章（まなホーダイ）の条項に齟齬が生じた場合、第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の条項、第3章（まなホーダイ）の条項、第1章（共通）の条項の順に優先するものとします。ただし、この場合であっても、第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の条項に規定のない事項については、第1章（共通）の条項及び第3章（まなホーダイ）の条項が適用され、更に第3章（まなホーダイ）の条項に規定の無い事項については第1章（共	第4条（本規約の構成・優先関係） 1） 本規約は、利用団体と当社との間の本サービスに関する関係に適用します。 2） 本規約は、本サービス全体に適用される第1章（共通）の条項、個々の当社提供コンテンツ単位に追加、適用される第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）、まなホーダイに適用される第3章（まなホーダイ）、まなびポケット たんぽくんに適用される第4章—1（まなびポケット たんぽくん）、まなびポケット たんぽくんアドミスキームに適用される第4章—2（まなびポケット たんぽくんアドミスキーム）、まなびポケット統合認証機能に適用される第5章（統合認証メニュー）、ダッシュボードサービスに適用される第6章（ダッシュボード）、個別機能に適用される第7章（個別機能）の条項により構成され、本サービス全体に適用される第1章（共通）の条項には当社所定の申込書に記載の条件を含みます。 3） 第1章（共通）の条項と第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の条項に齟齬が生じた場合、第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の条項が優先するものとします。ただし、この場合であっても第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の条項に規定の無い事項については第1章（共通）の条項が適用されるものとします。 4） 第3章（まなホーダイ）の条項が適用される場合において、第1章（共通）の条項、第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の条項、第3章（まなホーダイ）の条項に齟齬が生じた場合、第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の条項、第3章（まなホーダイ）の条項、第1章（共通）の条項の順に優先するものとします。ただし、この場合であっても、第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の条項に規定のない事項については、第1章（共通）の条項及び第3章（まなホーダイ）の条項が適用され、更に第3章（まなホーダイ）の条項に規定の無い事項については第1章（共通）の条項が

通)の条項が適用されるものとします。 5) 第4章－1(まなびポケット たんぼくん)の条項に規定の無い事項については、第1章(共通)の条項が適用されるものとします。 6) 第4章－2(まなびポケット たんぼくんアドミスキーム)の条項に規定の無い事項については、第1章(共通)の条項が適用されるものとします。 7) 第5章(統合認証メニュー)に規定のない事項については、第1章(共通)の条項が適用されるものとします。 8) 第6章(ダッシュボード)に規定のない事項については、第1章(共通)の条項が適用されるものとします。 9) 第7章(個別機能)に規定のない事項については、第1章(共通)の条項が適用されるものとします。 10) コンテンツ事業者提供コンテンツを利用することができる権利(以下、「ライセンス」といいます。)に関する提供条件は、「教育クラウドプラットフォーム『まなびポケット』利用規約別冊(コンテンツ事業者提供コンテンツに関するライセンスの提供)」(本規約において、「別冊」といいます)に定めます。本規約と別冊の内容に齟齬又は抵触がある場合には、別冊の規定が優先して適用されます。ただし、別冊に規定のない事項については、第1章(共通)の条項が適用されるものとします。	適用されるものとします。 5) 第4章－1(まなびポケット たんぼくん)の条項に規定の無い事項については、第1章(共通)の条項が適用されるものとします。 6) 第4章－2(まなびポケット たんぼくんアドミスキーム)の条項に規定の無い事項については、第1章(共通)の条項が適用されるものとします。 7) 第5章(統合認証メニュー)に規定のない事項については、第1章(共通)の条項が適用されるものとします。 8) 第6章(ダッシュボード)に規定のない事項については、第1章(共通)の条項が適用されるものとします。 9) 第7章(個別機能)に規定のない事項については、第1章(共通)の条項が適用されるものとします。 10) コンテンツ事業者提供コンテンツを利用することができる権利(以下、「ライセンス」といい、本サービス、当社提供コンテンツ、及びライセンスを総称し「本サービス等」といいます。)に関する提供条件は、「教育クラウドプラットフォーム『まなびポケット』利用規約別冊(コンテンツ事業者提供コンテンツに関するライセンスの提供)」(本規約において、「別冊」といいます)に定めます。本規約と別冊の内容に齟齬又は抵触がある場合には、別冊の規定が優先して適用されます。ただし、別冊に規定のない事項については、第1章(共通)の条項が適用されるものとします。
第5条 (申込みと承諾) 1) 利用団体は本規約の内容に同意の上、当社所定の申込書又は申込フォームにより申込みを行うものとし、利用団体は、自らの管理下にある利用者に本規約を順守させるものとします。 2) 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。前項に定める申込みに対し当社が承諾する場合、当社は当該申込みを行った利用団体に対し、第6条(本サービス等に係る利用権の許諾)に定める本サービスの利用に必要な情報を利用団体に対して通知します。 3) 利用団体は、日本国内にその主たる住所を有するものに限りします。 4) 利用団体は、申込書又は申込フォームに必要事項を漏れなく正確に記入するとともに、正当な権限を有する者による記名押印をする必要があります。 5) 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。 ①本サービスの申込みを行う利用団体が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき ②本サービスの申込みを行う利用団体が、当社の提供する本サービス又は他のサービスの料金もしくは手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき ③本サービスの申込みを行う利用団体が第14条(利用停止)のいずれかに該当するとき、又は該当す	第5条 (申込みと承諾) 1) 利用団体は本規約の内容に同意の上、当社所定の申込書又は申込フォームにより申込みを行うものとし、利用団体は、自らの管理下にある利用者に本規約を順守させるものとします。 2) 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。前項に定める申込みに対し当社が承諾する場合、当社は当該申込みを行った利用団体に対し、第6条(本サービス及び当社提供コンテンツに係る利用権の許諾)に定める本サービス等の利用に必要な情報を利用団体に対して通知します。 3) 利用団体は、日本国内にその主たる住所を有するものに限りします。 4) 利用団体は、申込書又は申込フォームに必要事項を漏れなく正確に記入するとともに、正当な権限を有する者による記名押印をする必要があります。 5) 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。 ①本サービス等の申込みを行う利用団体が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき ②本サービス等の申込みを行う利用団体が、当社の提供する本サービス等又は他のサービスの料金もしくは手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき ③本サービス等の申込みを行う利用団体が第15条(利用停止)のいずれかに該当するとき、又は該当

るおそれがあると当社が判断したとき ④申込みにあたり、当社に対して虚偽の報告がなされたとき ⑤本サービスの申込みを行う利用団体が、当社からの申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき ⑥その他当社の業務に支障があるとき、又は支障のおそれがあると当社が判断したとき 6) 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には、本条第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により利用団体が被った損害についての責任を負わないものとし、利用団体はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。 7) 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は本サービスの申込みを行う利用団体に対しその旨を通知します。	するおそれがあると当社が判断したとき ④申込みにあたり、当社に対して虚偽の報告がなされたとき ⑤本サービス等の申込みを行う利用団体が、当社からの申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき ⑥その他当社の業務に支障があるとき、又は支障のおそれがあると当社が判断したとき 6) 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には、本条第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により利用団体が被った損害についての責任を負わないものとし、利用団体はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。 7) 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は本サービス等の申込みを行う利用団体に対しその旨を通知します。
第6条 (本サービス等に係る利用権の許諾) 1) 本規約に合意し当社に対して申込みを行い、かつ、当社が承諾した利用団体、及び利用団体の管理下にある利用者に対し、当社は本サービス及び当社提供コンテンツを利用する権利を許諾します。 2) 当社は、本サービスの利用にあたり必要な情報を利用団体に対して通知します。 3) 本サービスの契約期間は、利用団体ごとに当社が定める利用許諾期間とします。 4) 当社提供コンテンツの利用許諾期間は、当社提供コンテンツにおいて定める期間とします。 5) 本サービスの契約期間満了又は当社提供コンテンツの利用許諾期間満了により、本サービスの契約又は当社提供コンテンツの利用許諾は終了するものとします。 6) 利用団体は、前項の本サービスの契約又は当社提供コンテンツの利用許諾の終了後も引き続き本サービスの契約又は当社提供コンテンツの利用許諾を希望する場合は、当社所定の方法により申込みを行うものとします。	第6条 (本サービス及び当社提供コンテンツに係る利用権の許諾) 1) 本規約に合意し当社に対して申込みを行い、かつ、当社が承諾した利用団体、及び利用団体の管理下にある利用者に対し、当社は本サービス及び当社提供コンテンツを利用する権利を許諾します。 2) 当社は、本サービス等の利用にあたり必要な情報を利用団体に対して通知します。 3) 本サービスの契約期間は、利用団体ごとに当社が定める利用許諾期間とします。 4) 当社提供コンテンツの利用許諾期間は、当社提供コンテンツにおいて定める期間とします。 5) 本サービスの契約期間満了又は当社提供コンテンツの利用許諾期間満了により、本サービスの契約又は当社提供コンテンツの利用許諾は終了するものとします。 6) 利用団体は、前項の本サービスの契約又は当社提供コンテンツの利用許諾の終了後も引き続き本サービスの契約又は当社提供コンテンツの利用許諾を希望する場合は、当社所定の方法により申込みを行うものとします。
第7条 (サービスデスク) 当社はサービスデスクを設け、利用団体による本サービス及び各コンテンツ等に関する問い合わせの一次受付を担い、次の内容を受け付けるものとします。なお、各コンテンツ等の問い合わせの一次受付を当社が行った場合であっても、当社提供コンテンツに係る責任は第2章(各当社提供コンテンツ個別利用規約)の定め、コンテンツ事業者提供コンテンツに係る責任は別冊及びライセンス規約の定めそれぞれに基づくものとします。 ①本サービス全般に関する事項 ログイン・認証情報、稼働状況、画面表示、操作方法(当社が提供する利用マニュアルに記載された範囲に限る)、契約・申込手続き、利用申込状況、推奨環境に関する照会等 ②各コンテンツ等の提供及び第5章(統合認証メニュー)に定める統合認証メニューに関する事項 ア. 統合認証メニューに関する不具合(ID連携不可、シングルサインオン不可等)、各コンテンツ等のアクセス可否(契約済みにも関わらず利用できない場合)、当社提供コンテンツ又はライセンスの提	第7条 (サービスデスク) 当社はサービスデスクを設け、利用団体による本サービス等に関する問い合わせの一次受付を担い、次の内容を受け付けるものとします。なお、各コンテンツ等の問い合わせの一次受付を当社が行った場合であっても、当社提供コンテンツに係る責任は第2章(各当社提供コンテンツ個別利用規約)の定め、コンテンツ事業者提供コンテンツに係る責任は別冊及びライセンス規約の定めそれぞれに基づくものとします。 ①本サービス全般に関する事項 ログイン・認証情報、稼働状況、画面表示、操作方法(当社が提供する利用マニュアルに記載された範囲に限る)、契約・申込手続き、利用申込状況、推奨環境に関する照会等 ②各コンテンツ等の提供及び第5章(統合認証メニュー)に定める統合認証メニューに関する事項 ア. 統合認証メニューに関する不具合(ID連携不可、シングルサインオン不可等)、各コンテンツ等のアクセス可否(契約済みにも関わらず利用できない場合)、当社提供コンテンツ又はライセンスの提供の開始及び終了の時期に関する情報、当社が契約上又は技術上対応可能とする初期設定等

供の開始及び終了の時期に関する情報、当社が契約上又は技術上対応可能とする初期設定等 イ、前号の受け付けに際し、当該問い合わせが各コンテンツ等の内容、教材仕様、学習・指導方法、採点ロジックその他各コンテンツ等固有の事項に関する場合、当社は一次受付を行った上で、コンテンツ卸業者やコンテンツ事業者に取り次ぐものとします。 ウ、前号に定める各コンテンツ等固有の事項に関する調査・修正・改善について、当社提供コンテンツは第2章（各コンテンツ個別利用規約）の範囲内で当社が責任を負い、コンテンツ事業者提供コンテンツは別冊及びコンテンツ事業者が定めるコンテンツ規約の定めに基づきコンテンツ事業者が責任を負います。 2）問い合わせは、電話、メール又は Web フォームを通じて受け付けます。各問い合わせ先は、当社所定の方法により利用団体に通知します。 3）サービスデスクの受付時間は、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時までとし、土日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除きます。	イ、前号の受け付けに際し、当該問い合わせが各コンテンツ等の内容、教材仕様、学習・指導方法、採点ロジックその他各コンテンツ等固有の事項に関する場合、当社は一次受付を行った上で、コンテンツ卸業者やコンテンツ事業者に取り次ぐものとします。 ウ、前号に定める各コンテンツ等固有の事項に関する調査・修正・改善について、当社提供コンテンツは第2章（当社提供コンテンツ個別利用規約）の範囲内で当社が責任を負い、コンテンツ事業者提供コンテンツは別冊及びコンテンツ事業者が定めるコンテンツ規約の定めに基づきコンテンツ事業者が責任を負います。 2）問い合わせは、電話、メール又は Web フォームを通じて受け付けます。各問い合わせ先は、当社所定の方法により利用団体に通知します。 3）サービスデスクの受付時間は、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時までとし、土日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除きます。
	第8条（生成 AI を活用した機能） 1） 当社は、本サービス及び当社提供コンテンツにおいて、生成 AI を活用した機能やサービス（以下、「生成 AI 機能」といいます。）を提供することがあります。当社は、安全性、信頼性及び教育上の適切性等を考慮して生成 AI 機能の基盤となる大規模言語モデル（LLM）及びその提供事業者を選定し、必要に応じて変更又は見直しを行うことがあります。 2） 当社は、生成 AI 機能において取り扱うデータ（生成 AI へ入力するデータ及びこれに基づく出力結果を含みます。）を日本国内で処理するものとし、当該データを日本国外へ移転しません。 3） 当社は、生成 AI 機能の提供にあたり外部の生成 AI サービス提供事業者の生成 AI サービスを利用する場合、当該事業者が入力されたデータを当社への応答結果の提供その他当社が委託した業務の遂行のためにのみ取り扱い、自らの生成 AI サービスの機械学習その他自己の目的に利用しないよう、契約その他の方法により必要な措置を講じます。当該事業者における利用者の個人データの取扱いは、第33条（個人情報の取り扱い）に定める委託の範囲内で行うものとします。 4） 生成 AI 機能による出力結果の非保証及びその利用については、第21条（連携データ並びに分析結果及び生成結果の取扱い）の定めによるものとします。生成 AI の技術的特性上、出力結果には誤り（いわゆるハルシネーション等）や偏りが含まれることがあり、利用団体及び利用者は、その特性を理解し、適切性を自ら確認した上で、出力結果を教育・学習及びこれらに関する支援のための情報として利用するものとします。
第8条（届出事項の変更） 利用団体は、利用申込みの際又はその後に、当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出るものとします。利用団体が当該届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当社はその責を負わないものとします。	第9条（届出事項の変更） 利用団体は、利用申込みの際又はその後に、当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出るものとします。利用団体が当該届出を怠ったことにより不利益を被った場合、当社はその責を負わないものとします。
第9条（利用団体の地位の承継） 1）相続又は法人の合併もしくは分割その他これに類する事由により利用団体の地位の承継があったと	第10条（利用団体の地位の承継） 1）相続又は法人の合併もしくは分割その他これに類する事由により利用団体の地位の承継があったとき

きは、相続人又は合併後存続する法人（本条において利用団体を含む。以下、同じ。） 、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その利用団体の地位を承継するものとします。 2） 前項によりその地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。	は、相続人又は合併後存続する法人（本条において利用団体を含む。以下、同じ。） 、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その利用団体の地位を承継するものとします。 2） 前項によりその地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
第10条 （利用団体の地位の譲渡） 利用団体は、契約上の地位、又は本規約に基づく権利もしくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡したり、承継させたり、又は担保に供してはならないものとします。ただし当社が譲渡を書面により事前に承諾した場合はこの限りではありません。	第11条 （利用団体の地位の譲渡） 利用団体は、契約上の地位、又は本規約に基づく権利もしくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡したり、承継させたり、又は担保に供してはならないものとします。ただし当社が譲渡を書面により事前に承諾した場合はこの限りではありません。
第11条 （利用団体が行う本サービスに係る契約の解約） 利用団体は、本サービスを解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。 利用団体は、契約期間又は利用許諾期間に係る残存期間の料金の支払いを要します。ただし当社が事前に承諾した場合はこの限りではありません。	第12条 （利用団体が行う本サービス等に係る契約の解約） 利用団体は、本サービス等を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。 利用団体は、契約期間又は利用許諾期間に係る残存期間の料金の支払いを要します。ただし当社が事前に承諾した場合はこの限りではありません。
第12条 （当社が行う本サービスに係る契約の解約） 1） 当社は利用団体が次のいずれかに該当するときは、本サービスに係る契約を解約することがあります。 ①第13条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された利用団体が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき ②当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金を支払わないとき ③第5条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき ④当社の業務の遂行、又は当社の設備に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき ⑤第32条(反社会的勢力の排除)の定めに違反したとき ⑥利用団体が公序良俗に反すると当社が判断したとき ⑦その他本規約の規定に違反したとき 2） 当社は前項の規定により本サービスに係る契約を解約しようとするときは、あらかじめ利用団体にその旨を通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。	第13条 （当社が行う本サービス等に係る契約の解約） 1） 当社は利用団体が次のいずれかに該当するときは、本サービス等に係る契約を解約することがあります。 ①第15条(利用停止)の規定により本サービス等の利用を停止された利用団体が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき ②当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービス等の料金を支払わないとき ③第5条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき ④当社の業務の遂行、又は当社の設備に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき ⑤第34条(反社会的勢力の排除)の定めに違反したとき ⑥利用団体が公序良俗に反すると当社が判断したとき ⑦その他本規約の規定に違反したとき 2） 当社は前項の規定により本サービス等に係る契約を解約しようとするときは、あらかじめ利用団体にその旨を通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
第13条 （利用中止） 1） 当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。 ①サーバシステムのメンテナンス等、本サービスの提供に係る設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき ②天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき	第14条 （利用中止） 1） 当社は次の場合には本サービス等の一部又は全部の利用を中止することがあります。 ①サーバシステムのメンテナンス等、本サービス等の提供に係る設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき ②天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき

③本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき ④法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき ⑤本サービスの提供に係る設備を不正アクセス行為から防御するために必要なとき ⑥前各号の他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき、又は本サービスの提供を中止することが適切であるとき ２） 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ利用団体にその旨を通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。	③本サービス等が正常に動作せず、本サービス等を継続して提供することが著しく困難であるとき ④法令等に基づく強制的な処分により本サービス等を提供することが著しく困難となったとき ⑤本サービス等の提供に係る設備を不正アクセス行為から防御するために必要なとき ⑥前各号の他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき、又は本サービス等の提供を中止することが適切であるとき ２） 当社は前項の規定により本サービス等の利用を中止するときは、あらかじめ利用団体にその旨を通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
<u>第 14 条</u> （利用停止） １） 当社は、利用団体が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。 ①料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき ②<u>第 21 条</u>（利用団体の義務）の規定に違反したとき ③当社の社会的信用を失墜させる等の行為に本サービスを利用していると判断したとき ④前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の本サービスの提供に係る設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき ２） 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を利用団体に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。	<u>第 15 条</u> （利用停止） １） 当社は、利用団体が次のいずれかに該当するときは、本サービス等の利用を停止することがあります。 ①料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき ②<u>第 23 条</u>（利用団体の義務）の規定に違反したとき ③当社の社会的信用を失墜させる等の行為に本サービス等を利用していると判断したとき ④前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービス等に関する当社の業務の遂行又は当社の本サービス等の提供に係る設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき ２） 当社は、前項の規定により本サービス等の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を利用団体に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
<u>第 15 条</u> （料金等） 本サービスの<u>料金及び当社提供コンテンツ</u>の料金については個別に提示する見積りにて定め、当社所定の申込書に記載することとします。利用団体は、その申込みに基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、１の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。 当社は第 1 項に定める料金とこれに対する消費税相当額を合算した額を、請求書により利用団体に請求し、利用団体は当社所定の支払い方法により料金を支払うものとします。関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。 ３） 利用停止又は利用中止があったときであっても、本サービスに係る利用団体は、その期間中の料金を要します。	<u>第 16 条</u> （料金等） 本サービス等の料金については個別に提示する見積りにて定め、当社所定の申込書に記載することとします。利用団体は、その申込みに基づいて当社が本サービス等の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、１の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。 当社は第 1 項に定める料金とこれに対する消費税相当額を合算した額を、請求書により利用団体に請求し、利用団体は当社所定の支払い方法により料金を支払うものとします。関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。 ３） 利用停止又は利用中止があったときであっても、本サービス等に係る利用団体は、その期間中の料金を要します。
<u>第 16 条</u> （延滞利息） １） 当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について、当社の定める支払期日を経過してもなお利用団体から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14. 5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。	<u>第 17 条</u> （延滞利息） １） 当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について、当社の定める支払期日を経過してもなお利用団体から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14. 5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。
<u>第 17 条</u> （責任の制限） １） 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつ	<u>第 18 条</u> （責任の制限） １） 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつ

ったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して利用団体に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。 2) 前項により、当社が利用団体に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金（当社所定の申込書又は本規約第 2 章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）に定める当社提供コンテンツの利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において利用団体が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。 3) 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。 4) 当社提供コンテンツに係る責任の制限については、本規約第 2 章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）において定めるところによります。コンテンツ事業者提供コンテンツに係る責任の制限については、別冊及びコンテンツ規約の定めに基づくものとします。	たときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して利用団体に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。 2) 前項により、当社が利用団体に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金（当社所定の申込書又は本規約第 2 章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）に定める当社提供コンテンツの利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において利用団体が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。 3) 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。 4) 当社提供コンテンツに係る責任の制限については、本規約第 2 章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）において定めるところによります。コンテンツ事業者提供コンテンツに係る責任の制限については、別冊及びコンテンツ規約の定めに基づくものとします。
第 18 条（免責） 1) 当社は本規約で特に定める場合を除き、利用団体に係る損害を賠償しないものとし、利用団体は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、利用団体は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。 2) 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、利用団体に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。 3) 当社は、本規約の変更等により、利用団体の自営端末設備等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。 4) 本サービスの利用は日本国内に限ります。日本国外で利用された場合、当社は当該利用に係る責任を負いません。 5) 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。	第 19 条（免責） 1) 当社は本規約で特に定める場合を除き、利用団体に係る損害を賠償しないものとし、利用団体は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、利用団体は、本サービス等の利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。 2) 当社は、本サービス等の利用により生じる結果について、利用団体に対し、本サービス等の提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。 3) 当社は、本規約の変更等により、利用団体の自営端末設備等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。 4) 本サービス等の利用は日本国内に限ります。日本国外で利用された場合、当社は当該利用に係る責任を負いません。 5) 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。
第 19 条（非保証） 1) 本規約に明示的に規定されている場合を除き、本サービスが利用団体の利用目的に適切又は有用であること、利用団体又は利用者の期待通りの品質・効用を有すること、第三者によってシステム内に侵	第 20 条（非保証） 1) 本規約に明示的に規定されている場合を除き、本サービス等が利用団体の利用目的に適切又は有用であること、利用団体又は利用者の期待通りの品質・効用を有すること、第三者によってシステム内に侵

入されないことを保証するものではありません。 2) 本サービスは、明示又は黙示を問わず、本サービスについての保証(本サービスの通信速度、レスポンス、正確性、完全性を含みますがこれらに限定されないものとします。)を行うものではありません。 3) 当社は、当社の Web サイト上 (https://manabipocket. ed-cl. com/) に定める動作環境以外では動作保証を致しません。	入されないことを保証するものではありません。 2) 本サービス等^①は、明示又は黙示を問わず、本サービス等^①についての保証(本サービス等^①の通信速度、レスポンス、正確性、完全性を含みますがこれらに限定されないものとします。)を行うものではありません。 3) 当社は、当社の Web サイト上 (https://manabipocket. ed-cl. com/) に定める動作環境以外では動作保証を致しません。
	<u>第 21 条 (連携データ並びに分析結果及び生成結果の取扱い)</u> <u>1) 本サービスにおいて表示又は出力されるデータには、利用団体、利用者、コンテンツ卸業者、コンテンツ事業者その他当社にデータを提供する者(以下、「連携元」といいます。)のシステムから当社が受領したデータ(以下、「連携データ」といいます。)、及び連携データ又は利用状況等を当社が集計・分析・加工し、又は生成 AI 機能を用いて生成した分析結果・生成結果(ダッシュボードサービスその他本サービスの機能における表示・出力を含みますが、この限りではありません。)が含まれます。</u> <u>2) 前項のうち連携データについて、その正式な記録は連携元のシステムに存在します。本サービスにおける連携データの表示が連携元のシステムの正式な記録と異なる場合は、連携元のシステムにおけるデータを正しいものとして取り扱います。当社が集計・分析し、又は生成 AI 機能により生成する分析結果・生成結果の取扱いについては、第 3 項の定めによるものとします。</u> <u>3) 前項の連携データの表示は連携データの正式な記録に依拠し、加えて生成 AI の技術的特性による影響を受けることから、当社は当該表示の正確性、完全性、最新性及び特定の目的への適合性を保証しません。当該表示の最終的な判断や利用は、利用団体及び利用者の責任において行うものとします。</u>
<u>第 20 条 (本サービスの廃止)</u> 1) 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。 2) 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。 3) 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、利用団体、利用者又は第三者に発生する損害については責任を負わないものとします。 4) 当社は第 1 項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ利用団体に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。また、当社は、本サービスの一部を廃止するときで、あらかじめ利用団体に対してその廃止するサービスの代替又は同等のサービスを提示できない場合、30 日以上予告期間をもって、利用団体に変更後のサービス内容を通知するものとします。	<u>第 22 条 (本サービス等の廃止)</u> 1) 当社は本サービス等^①の一部又は全部を廃止することがあります。 2) 前項の規定による本サービス等^①の一部又は全部の廃止があったときは、本サービス等^①の一部又は全部に係る契約は終了するものとします。 3) 当社は、本サービス等^①の一部又は全部の廃止に伴い、利用団体、利用者又は第三者に発生する損害については責任を負わないものとします。 4) 当社は第 1 項の規定により本サービス等^①の一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ利用団体に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。また、当社は、本サービス等^①の一部を廃止するときで、あらかじめ利用団体に対してその廃止するサービスの代替又は同等のサービスを提示できない場合、30 日以上予告期間をもって、利用団体に変更後のサービス内容を通知するものとします。
<u>第 21 条 (利用団体の義務)</u> 1) 利用団体は、次のことを守っていただきます。 ①当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと ②本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと	<u>第 23 条 (利用団体の義務)</u> 1) 利用団体は、次のことを守っていただきます。 ①当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと ②本サービス等^①によりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

③第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと ④意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと ⑤本サービスの提供に係る設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと ⑥本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者（利用者を含みます。）の個人情報を収集する行為をしないこと ⑦本サービスの利用にあたり、次に掲げる行為をしないこと ・他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為 ・他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他社への不当な差別を助長する行為（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を含むいわゆるヘイトスピーチ又は類似の行為、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどとする情報を本サービス上に流通させる行為を含みます。） ・詐欺、児童買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為 ・わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告等を表示又は送信する行為 ・薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為 ・販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物の個体等の広告を行う行為 ・貸金業を含む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為 ・無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為 ・当社に無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメール、メッセージ等を送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメール、メッセージ等を送信する行為 ・違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為 ・違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引する行為 ・人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信する行為 ・人を自殺に誘因又は勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為 ・犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライ	③第三者になりすまして本サービス等を利用する行為をしないこと ④意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと ⑤本サービス等の提供に係る設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと ⑥本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者（利用者を含みます。）の個人情報を収集する行為をしないこと ⑦本サービス等の利用にあたり、次に掲げる行為をしないこと ・他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為 ・他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他社への不当な差別を助長する行為（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を含むいわゆるヘイトスピーチ又は類似の行為、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどとする情報を本サービス等上に流通させる行為を含みます。） ・詐欺、児童買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為 ・わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告等を表示又は送信する行為 ・薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為 ・販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物の個体等の広告を行う行為 ・貸金業を含む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為 ・無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為 ・当社に無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメール、メッセージ等を送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメール、メッセージ等を送信する行為 ・違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為 ・違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引する行為 ・人の殺害現場等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信する行為 ・人を自殺に誘因又は勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
--	--

パシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして本サービスに掲載等させることを助長する行為 ⑧その他、法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は、当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと ⑨ソフトウェア及び関連書類について、コピー、修正、改変、改竄、修理又は派生著作物を創作する行為をしないこと ⑩ソフトウェアについて、リバースエンジニアリング、アセンブル、逆アセンブル、コンパイルもしくは逆コンパイルをする、又は本サービスの提供もしくは本サービスへのアクセスに用いられるソースコードを発見する及び再現する行為をしないこと ⑪ソフトウェア及び関連書類のコピーを第三者に配布しないこと。 ⑫ソフトウェア又はソフトウェアの全部もしくは一部のコピーを何らかの手段で提供、貸与、販売もしくは譲渡すること、又は第三者のためにそれを使用する行為をしないこと ⑬その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと 2) 利用団体は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。 3) 当社は、利用団体の本条に規定する義務違反により利用団体又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。 4) 利用団体は、本サービスに係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された利用団体が本サービスを利用したものとみなします。 5) 利用団体が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は本サービスの提供に係る設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社 ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により利用団体に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。 6) 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を利用団体に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。 7) 利用団体は、利用者に対して本条の定めを適切に周知させ、遵守させる義務を負うものとします。利用団体は、利用者が、本条各項に定める利用団体の義務のいずれかに違反し、又はその故意又は過失により当社に損害を被らせた場合、当該利用者の行為を当該利用団体の行為とみなして、本規約の各条項が適用されるものとします。	・犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして本サービス等に掲載等させることを助長する行為 ⑧その他、法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は、当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと ⑨ソフトウェア及び関連書類について、コピー、修正、改変、改竄、修理又は派生著作物を創作する行為をしないこと ⑩ソフトウェアについて、リバースエンジニアリング、アセンブル、逆アセンブル、コンパイルもしくは逆コンパイルをする、又は本サービス等の提供もしくは本サービス等へのアクセスに用いられるソースコードを発見する及び再現する行為をしないこと ⑪ソフトウェア及び関連書類のコピーを第三者に配布しないこと。 ⑫ソフトウェア又はソフトウェアの全部もしくは一部のコピーを何らかの手段で提供、貸与、販売もしくは譲渡すること、又は第三者のためにそれを使用する行為をしないこと ⑬その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと 2) 利用団体は前項の規定に違反して本サービス等に係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。 3) 当社は、利用団体の本条に規定する義務違反により利用団体又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。 4) 利用団体は、本サービス等に係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された利用団体が本サービス等を利用したものとみなします。 5) 利用団体が前項の規定に違反して本サービス等に係る当社の業務遂行又は本サービス等の提供に係る設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社 ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により利用団体に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。 6) 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を利用団体に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。 7) 利用団体は、利用者に対して本条の定めを適切に周知させ、遵守させる義務を負うものとします。利用団体は、利用者が、本条各項に定める利用団体の義務のいずれかに違反し、又はその故意又は過失により当社に損害を被らせた場合、当該利用者の行為を当該利用団体の行為とみなして、本規約の各条項が適用されるものとします。
<u>第 22 条</u> （利用団体の承諾） 1) 利用団体は次のことに同意していただきます。 ①利用団体又は利用者から受領した入力データは、コンテンツ卸業者のサーバシステムに転送、保存され	<u>第 24 条</u> （利用団体の承諾） 1) 利用団体は次のことに同意していただきます。 ①利用団体又は利用者から受領した入力データは、コンテンツ卸業者のサーバシステムに転送、保存される

ることがあります。入力データのうち、個人データに関しては第 31 条（個人情報の取扱い）の定めにもとづくものとします。 ②本サービス利用のために利用団体又は利用者が作成し、当社が受領した入力データに含まれる文章、コンテンツ及び情報については、利用団体の責任で作成、送付するものとします。 ③利用団体又は利用者の入力したデータ及びサービスの使用が、いずれかの法律又は第三者の権利に違反する（又はその申し立てを受ける）可能性があるとして当社が判断する場合、当社は当該データを削除し、利用団体のサービスの使用を禁止することができるものとします。 ④本サービスの提供に伴い、当社は利用者の利用状況を把握する目的で、第三者のサービスを利用します。同サービスの利用にあたり、日本国外において、個人情報を含むデータが処理される可能性があります。	ことがあります。入力データのうち、個人データに関しては第 33 条（個人情報の取扱い）の定めにもとづくものとします。 ②本サービス等の利用のために利用団体又は利用者が作成し、当社が受領した入力データに含まれる文章、コンテンツ及び情報については、利用団体の責任で作成、送付するものとします。 ③利用団体又は利用者の入力したデータ及びサービスの使用が、いずれかの法律又は第三者の権利に違反する（又はその申し立てを受ける）可能性があるとして当社が判断する場合、当社は当該データを削除し、利用団体のサービスの使用を禁止することができるものとします。 ④本サービスの提供に伴い、当社は利用者の利用状況を把握・分析する目的で、第三者のサービスを利用します。当該サービスの利用にあたり、日本国外において、個人情報を含むデータ（ただし、当社が利用団体より受領する利用者の氏名や本サービスでの表示名、学年・クラス・出席番号の情報は含まれません。）が処理される場合があります。なお、生成 AI 機能におけるデータの取扱いについては、第 8 条（生成 AI を活用した機能）の定めのとおりです。
第 23 条 （情報の削除） 1） 当社は、利用団体又は利用者が当社に登録し、インターネット上で提供した情報又は文章等が、以下の事項に該当すると判断した場合、利用団体に通知するとともに、当該情報又は文章等を削除することができるものとします。 ①本サービスの保守管理上必要であると当社が判断した場合 ②登録、提供された情報又は文章等の容量が所定の記録容量を超過した場合 ③その他、不適切な文章である等、当社が削除の必要があると判断した場合 2） 当社は、第 20 条に定める（本サービスの廃止）のほか、第 11 条（利用団体が行う本サービスに係る契約の解約）もしくは第 12 条（当社が行う本サービスに係る契約の解約）による契約の解除等があったとき、又は本サービスの契約期間満了もしくは当社提供コンテンツの利用許諾期間満了により、本サービスの契約又は当社提供コンテンツの利用許諾が終了したときは、当社の設備に保存されているデータを削除することがあります。この場合において、当社は、利用団体、利用者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。	第 25 条 （情報の削除） 1） 当社は、利用団体又は利用者が当社に登録し、インターネット上で提供した情報又は文章等が、以下の事項に該当すると判断した場合、利用団体に通知するとともに、当該情報又は文章等を削除することができるものとします。 ①本サービス又は当社提供コンテンツの保守管理上必要であると当社が判断した場合 ②登録、提供された情報又は文章等の容量が所定の記録容量を超過した場合 ③その他、不適切な文章である等、当社が削除の必要があると判断した場合 2） 当社は、第 22 条（本サービス等の廃止）のほか、第 12 条（利用団体が行う本サービス等に係る契約の解約）もしくは第 13 条（当社が行う本サービス等に係る契約の解約）による契約の解除等があったとき、又は本サービスの契約期間満了もしくは当社提供コンテンツの利用許諾期間満了により、本サービスの契約又は当社提供コンテンツの利用許諾が終了したときは、当社の設備に保存されているデータを削除することがあります。この場合において、当社は、利用団体、利用者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。
第 24 条 （情報の管理） 1） 本サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した利用団体の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外の責任を負いません。ただし、本サービスを通じて登録、提供される利用団体の情報等の流失もしくは消失等が当社の故意又は重大な過失に因るものであるときは、この限りではありません。 2） 利用団体は、本サービスを使用して受信し、又は送信する情報については、本サービス用設備の故障による消失を防止するため、自らの責任でバックアップを行う等の必要な措置をとるものとします。	第 26 条 （情報の管理） 1） 本サービス等の提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービス等を通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービス等に関連して発生した利用団体の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外の責任を負いません。ただし、本サービス等を通じて登録、提供される利用団体の情報等の流失もしくは消失等が当社の故意又は重大な過失に因るものであるときは、この限りではありません。 2） 利用団体は、本サービス等を使用して受信し、又は送信する情報については、本サービス等用の設備の故障による消失を防止するため、自らの責任でバックアップを行う等の必要な措置をとるものとします。

第 25 条 （当社提供コンテンツの権利） 1） <u>本サービスにより</u>当社が提供する当社提供コンテンツの著作権法上の権利は、当社又は当社提供コンテンツの著作権者に帰属します。 2） 当社は、<u>本サービスにて提供する</u>当社提供コンテンツの利用を利用団体又は利用者へ許諾する正当な権利を保有又はコンテンツ卸業者より許諾を受けていることを保証します。 3） 本サービスの提供に関連して、当社が利用団体に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス機能・料金規程、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。 4） 本サービスを利用するにあたり利用団体が作成、<u>当社に提供</u>した入力データに関する<u>所有権</u>、著作権及び<u>それ</u>に含まれる知的財産権は、利用団体又は利用者に帰属するものとします。データを<u>送信</u>した<u>時点で</u>、当社又は当社が本サービス<u>を提供するにあたる</u>コンテンツ提供事業者が、<u>本サービスで提供されるコンテンツの改善や</u>利用状況の分析のために<u>入力データ</u>を本規約で定める目的の範囲内で使用することを承諾するものとします。 <u>5） 出力データ及び派生データの所有権、著作権及びそれに含まれる知的財産権は、当社又はコンテンツ提供事業者</u>に帰属するものとします。 6） 本条の規定は本サービス利用に係る契約の終了後も効力を有するものとします。	第 27 条 （当社提供コンテンツの権利） 1） 当社が提供する当社提供コンテンツの著作権法上の権利は、当社又は当社提供コンテンツの著作権者に帰属します。 2） 当社は、当社提供コンテンツの利用を利用団体又は利用者へ許諾する正当な権利を保有又はコンテンツ卸業者より許諾を受けていることを保証します。 3） 本サービス<u>等</u>の提供に関連して、当社が利用団体に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス機能・料金規程、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。 4） <u>本サービス等</u>を利用するにあたり利用団体<u>又は利用者</u>が作成し、<u>又は送信</u>したデータ（以下、「<u>入力データ</u>」<u>とい</u>います。）に関する著作権<u>その他の知的財産権は、利用団体又は利用者に帰属するものとし、入力データを利用、管理する権利は、利用団体又は利用者に帰属するものとします。入力データを本サービス等の利用のために作成し又は送信した時点で、利用団体又は利用者は、当社、コンテンツ卸業者、コンテンツ事業者及びその他委託先（以下、本条において「当社等」といいます。）が、入力データを各コンテンツ等の改善、利用状況の分析、ダッシュボードサービスその他生成 AI 機能を含む本サービス等の提供のために、本規約で定める目的の範囲内で入力データを使用することを承諾するものとします。</u> <u>5） 本サービスの利用を通じて生成されるデータ及び出力されるデータ（以下、「出力データ」といいます。）</u>、並びに入力データ又は利用者の利用状況等を当社等が集計・分析・加工し又は生成 AI 機能を活用して生成するデータ（ダッシュボードサービスで表示される分析結果や生成 AI 機能による出力結果を含みますが、この限りではありません。以下、「派生データ」といいます。）に関する著作権<u>その他の知的財産権は、利用団体又は利用者に帰属するものとします。著作権その他の知的財産権が生じない出力データ及び派生データについても、これらデータを利用し、管理する権利は、利用団体又は利用者に帰属するものとします。ただし、本条第 1 項に定める当社提供コンテンツ及び第 3 項に定めるプログラム等に関する権利は、引き続き当社又は当社提供コンテンツの著作権者等に帰属するものとし、本項の定めはこれらの権利に影響を及ぼすものではありません。利用団体又は利用者は、当社等が本サービスの品質向上、各コンテンツ等の改善、利用状況の分析、ダッシュボードサービスその他生成 AI 機能を含む本サービスの提供のために、本規約で定める目的の範囲内で出力データ及び派生データを使用することを承諾するものとします。</u> 6） 本条の規定は本サービス利用に係る契約の終了後も効力を有するものとします。
第 26 条 （当社提供コンテンツの二次利用） <u>本サービスにおける</u>当社提供コンテンツの二次利用については、個別に当社との合意が必要です。	第 28 条 （当社提供コンテンツの二次利用） 当社提供コンテンツの二次利用については、個別に当社との合意が必要です。
第 27 条 （当社提供コンテンツの更新） 当社は、利用者に何らの事前の通知をすることなく、<u>本サービスにおける</u>当社提供コンテンツの内容の追加及び変更をする事ができるものとします。	第 29 条 （当社提供コンテンツの更新） 当社は、利用者に何らの事前の通知をすることなく、当社提供コンテンツの内容の追加及び変更をする事ができるものとします。
第 28 条 （報告義務）	第 30 条 （報告義務）

利用団体及び利用者は、本サービスの利用施設数、利用対象施設などに変更が生じた場合には、速やかに当社に報告するものとします。	利用団体及び利用者は、本サービス等^①の利用施設数、利用対象施設などに変更が生じた場合には、速やかに当社に報告するものとします。
第 29 条 （権利の譲渡禁止） 1） 利用団体及び利用者は、本サービス及び当社提供コンテンツの利用、並びにライセンスに関する権利義務及びその他の地位を、譲渡、販売、貸与その他の方法によって第三者に移転することは出来ません。 2） 利用団体は、本サービス及び当社提供コンテンツ、並びにライセンスを、利用者以外に利用、付与させてはなりません。	第 31 条 （権利の譲渡禁止） 1） 利用団体及び利用者は、本サービス及び当社提供コンテンツの利用、並びにライセンスに関する権利義務及びその他の地位を、譲渡、販売、貸与その他の方法によって第三者に移転することは出来ません。 2） 利用団体は、本サービス及び当社提供コンテンツ、並びにライセンスを、利用者以外に利用、付与させてはなりません。
第 30 条 （利用団体に対する通知） 利用団体に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。 ①当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって利用団体に対する通知が完了したものとみなします。 ②利用団体が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た利用団体の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、利用団体の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は利用団体の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって利用団体に対する通知が完了したものとみなします。 ③利用団体が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た利用団体の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が利用団体の住所に到達した時をもって利用団体に対する通知が完了したものとみなします。 ④その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって利用団体に対する通知が完了したものとみなします。	第 32 条 （利用団体に対する通知） 利用団体に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。 ①当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって利用団体に対する通知が完了したものとみなします。 ②利用団体が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た利用団体の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、利用団体の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は利用団体の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって利用団体に対する通知が完了したものとみなします。 ③利用団体が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た利用団体の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が利用団体の住所に到達した時をもって利用団体に対する通知が完了したものとみなします。 ④その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって利用団体に対する通知が完了したものとみなします。
第 31 条 （個人情報の取り扱い） 1） 当社は本サービスの提供にあたり、利用団体より委託を受けて、当該委託を受けた事務の範囲内で、利用者に対する本サービスの適切な提供及び本サービスの品質向上のために、利用者の個人データを取り扱うものとします。また、当社は、利用者に対する本サービスの適切な提供及び本サービスの品質向上のために、コンテンツ卸業者に対し、当該個人データの取扱いを再委託できるものとします。この場合において、<u>コンテンツ卸業者</u>は、当社より委託を受けた事務の範囲内で、利用者の個人データを取り扱うものとします。 2） 利用団体は、適用される法令に基づき、利用者の個人データの委託先である当社に対し、当該個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な管理監督を行うものとします。また、当社は、上記利用者の個人データの再委託先である<u>コンテンツ卸業者</u>に対し、当該個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な管理監督を行うものとします。 3） 当社は、当社及びコンテンツ卸業者における利用者の個人データの取扱状況につき、利用団体の	第 33 条 （個人情報の取り扱い） 1） 当社は本サービス及び当社提供コンテンツ^②の提供にあたり、利用団体より委託を受けて、当該委託を受けた事務の範囲内で、利用者に対する本サービス及び当社提供コンテンツ^②の適切な提供及び本サービス及び当社提供コンテンツ^②の品質向上のために、利用者の個人データを取り扱うものとします。また、当社は、利用者に対する本サービス及び当社提供コンテンツ^②の適切な提供及び本サービス及び当社提供コンテンツ^②の品質向上のために、コンテンツ卸業者<u>その他本サービスの提供に必要な事業者（生成 AI 機能の提供にあたり当社が利用する生成 AI サービス提供事業者を含み、以下、「再委託先」といいます。）</u>に対し、当該個人データの取扱いを再委託できるものとします。この場合において、<u>再委託先</u>は、当社より委託を受けた事務の範囲内で、利用者の個人データを取り扱うものとします。 2） 利用団体は、適用される法令に基づき、利用者の個人データの委託先である当社に対し、当該個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な管理監督を行うものとします。また、当社は、上記利用者の個人データの再委託先に対し、当該個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な管理監督を行うものとします。

求めがあった場合には利用団体に対して必要な情報を提供するものとします。 4) 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する利用団体に属する個人（本サービスの利用に係る利用団体の担当者及び学校管理者の連絡先情報等）の個人情報の取扱いについては当社が定めるプライバシーポリシー（https://www. ntt. com/about-us/hp/privacy. html）によります。 5) 当社提供コンテンツの利用に係わる利用団体又は利用者の個人情報の取り扱いは、第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の当社提供コンテンツに係る規約の定めるところによります	3) 当社は、当社及びコンテンツ卸業者における利用者の個人データの取扱状況につき、利用団体の求めがあった場合には利用団体に対して必要な情報を提供するものとします。 4) 当社は本サービス及び当社提供コンテンツの提供にあたり、当社が取得する利用団体に属する個人（本サービス及び当社提供コンテンツの利用に係る利用団体の担当者及び学校管理者の連絡先情報等）の個人情報の取扱いについては当社が定めるプライバシーポリシー（https://www. ntt. com/about-us/hp/privacy. html）によります。 5) 当社提供コンテンツの利用に係わる利用団体又は利用者の個人情報の取り扱いは、第2章（各当社提供コンテンツ個別利用規約）の当社提供コンテンツに係る規約の定めるところによります
第32条 （反社会的勢力の排除） 利用団体は次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。 ①自己又は自己の役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「反社会的勢力等」という。）であること ②自己の行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること ③自己の行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、又は、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること ④自己が反社会的勢力等に対して、資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること ⑤本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、又は反社会的勢力等の運営に資するものであること 2) 利用団体は、次の各号に掲げるいずれの行為も行わないことを確約するものとします。 ①当社に対する暴力的な要求行為 ②当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為 ③当社に対する脅迫的言辞又は暴力的行為 ④風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為 ⑤その他、前各号に準ずる行為	第34条 （反社会的勢力の排除） 利用団体は次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。 ①自己又は自己の役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「反社会的勢力等」という。）であること ②自己の行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること ③自己の行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、又は、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること ④自己が反社会的勢力等に対して、資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること ⑤本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、又は反社会的勢力等の運営に資するものであること 2) 利用団体は、次の各号に掲げるいずれの行為も行わないことを確約するものとします。 ①当社に対する暴力的な要求行為 ②当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為 ③当社に対する脅迫的言辞又は暴力的行為 ④風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為 ⑤その他、前各号に準ずる行為
第33条 （協議） 1) 本規約に定めのない事項については、当社と利用団体との協議によって定めるものとします。	第35条 （協議） 1) 本規約に定めのない事項については、当社と利用団体との協議によって定めるものとします。

2) 本規約の各条項に疑義が生じた場合には、当社と利用団体間で双方誠意をもって協議するものとします。	2) 本規約の各条項に疑義が生じた場合には、当社と利用団体間で双方誠意をもって協議するものとします。
第34条（管轄裁判所） 利用団体と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。	第36条（管轄裁判所） 利用団体と当社との間で本サービス等に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
第35条（分離可能性） 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。	第37条（分離可能性） 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。
第36条（準拠法） 1) 本規約に関する準拠法は日本法とします。	第38条（準拠法） 1) 本規約に関する準拠法は日本法とします。
【第6章（ダッシュボード）】	
第4条（有償ダッシュボードサービス等の利用） 1. 前条2項の有償ダッシュボード利用契約等の成立後、当社は有償版ダッシュボード等の提供開始に向けた設定を行います。当社による設定の完了まで、利用団体は有償版ダッシュボード等を利用開始することはできません。なお、当社による当該設定は初期設定の一部であり、別途、利用団体における初期設定等が必要です。 2. 前項の当社による設定完了後、当社は利用者に対し設定完了した旨を、第1章第30条（利用団体に対する通知）の規定に基づき通知します。 3. 有償版ダッシュボード利用契約等が成立した後、当社は有償版ダッシュボード等の利用にあたり必要な情報を利用団体に対して通知します。 4. 利用団体は利用期間中に限り、有償ダッシュボード等を利用することができます。	第4条（有償ダッシュボードサービス等の利用） 1. 前条2項の有償ダッシュボード利用契約等の成立後、当社は有償版ダッシュボード等の提供開始に向けた設定を行います。当社による設定の完了まで、利用団体は有償版ダッシュボード等を利用開始することはできません。なお、当社による当該設定は初期設定の一部であり、別途、利用団体における初期設定等が必要です。 2. 前項の当社による設定完了後、当社は利用者に対し設定完了した旨を、第1章第32条（利用団体に対する通知）の規定に基づき通知します。 3. 有償版ダッシュボード利用契約等が成立した後、当社は有償版ダッシュボード等の利用にあたり必要な情報を利用団体に対して通知します。 4. 利用団体は利用期間中に限り、有償ダッシュボード等を利用することができます。
第7条（料金） 1. 有償版ダッシュボード等に係る利用料金は、申込書にて定めるものとします。なお、無償版ダッシュボードは、利用団体がダッシュボード利用規約第2条2項に定める対象者である限り、無償で利用可能です。 2. 利用団体は有償ダッシュボード利用契約等に基づき、利用期間中の有償版ダッシュボード等の利用料金の支払いを要します。 3. 有償版ダッシュボード等に利用停止又は利用中止（第1章第13条（利用中止）、14条（利用停止）の定めに基づき）があった場合でも、利用団体はその期間中の利用料金の支払いを要します。 4. 有償版ダッシュボード等に係る利用料金は、第2条に規定する各サービスを利用する当社所定の単位を基に算出するものとします。	第7条（料金） 1. 有償版ダッシュボード等に係る利用料金は、申込書にて定めるものとします。なお、無償版ダッシュボードは、利用団体がダッシュボード利用規約第2条2項に定める対象者である限り、無償で利用可能です。 2. 利用団体は有償ダッシュボード利用契約等に基づき、利用期間中の有償版ダッシュボード等の利用料金の支払いを要します。 3. 有償版ダッシュボード等に利用停止又は利用中止（第1章第14条（利用中止）、15条（利用停止）の定めに基づき）があった場合でも、利用団体はその期間中の利用料金の支払いを要します。 4. 有償版ダッシュボード等に係る利用料金は、第2条に規定する各サービスを利用する当社所定の単位を基に算出するものとします。
第8条（利用団体の義務） 1. 利用団体はダッシュボードサービスを利用するにあたり、自己の責任と負担で以下の必要な作業を行うこととします。	第8条（利用団体の義務） 1. 利用団体はダッシュボードサービスを利用するにあたり、自己の責任と負担で以下の必要な作業を行うこととします。

(1) ダッシュボードサービスの利用に必要な各種設定作業 (2) その他、当社が別に定めるマニュアル等で規定する作業 2. 前項に定めるほか、利用団体は第 1 章 第 21 条（利用団体の義務）の規定を遵守し、また管理下の利用者に対し遵守させることとします。	(1) ダッシュボードサービスの利用に必要な各種設定作業 (2) その他、当社が別に定めるマニュアル等で規定する作業 2. 前項に定めるほか、利用団体は第 1 章 第 23 条（利用団体の義務）の規定を遵守し、また管理下の利用者に対し遵守させることとします。
第 10 条（免責） 1. 利用団体はダッシュボードサービスを利用するにあたり、以下の事項が生じることを認識した上でダッシュボードサービスを利用するものとし、以下の事項によって利用団体、利用者又は第三者に損害が生じた場合でも当社はその責任を負いません。 (1) 提携サービスの変更や廃止 (2) ダッシュボードサービス上で表示可能となる情報の変更や廃止 (3) 提携サービスを提供する事業者からの情報提供が何らかの事由で途絶えた場合、ダッシュボードサービス上で情報を表示できなくなる事	(削除)
【第 7 章（個別機能）】	
第 4 条（当社が行う個別機能利用契約の解約） 1) 当社は第 1 章 第 12 条（当社が行う本サービスに係る契約の解約）の定めに基づき、個別機能利用契約を解約することがあります。 2) 前項の他、当社と利用団体との間で締結されている本契約が事由の如何を問わず解約又は終了した場合、当該解約又は終了した時をもって、個別機能利用契約も解約されるものとします。	第 4 条（当社が行う個別機能利用契約の解約） 1) 当社は第 1 章 第 13 条（当社が行う本サービスに係る契約の解約）の定めに基づき、個別機能利用契約を解約することがあります。 2) 前項の他、当社と利用団体との間で締結されている本契約が事由の如何を問わず解約又は終了した場合、当該解約又は終了した時をもって、個別機能利用契約も解約されるものとします。
第 5 条（料金） 1) 利用団体は個別機能利用契約に基づいて、当社が個別機能の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、申込書等に定める料金の支払を要します。個別機能利用規約における「料金月」とは、1 の暦月の起算日（当社が個別機能利用契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。 2) 第 1 章 第 13 条 に定める利用中止又は第 1 章 第 14 条 に定める利用停止があったときは、利用団体はその期間中の料金の支払を要します。	第 5 条（料金） 1) 利用団体は個別機能利用契約に基づいて、当社が個別機能の提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、申込書等に定める料金の支払を要します。個別機能利用規約における「料金月」とは、1 の暦月の起算日（当社が個別機能利用契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。 2) 第 1 章 第 14 条（利用中止） に定める利用中止又は第 1 章 第 15 条（利用停止） に定める利用停止があったときは、利用団体はその期間中の料金の支払を要します。
【附則】	
	附 則（令和 8 年 8 月 26 日 S O I エド 000400000194-01 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 8 年 8 月 28 日から実施します。 （経過措置） 2 当社は実施日以降、当社提供コンテンツのリアテンドの新規受付を停止し、本規約第 1 章（共通）第 5 条（申し込みと承諾）にかかわらず、新規の申し込みがあっても承諾いたしません。ただし、実施

	<u>日前に成立した契約に基づく当社提供コンテンツの提供及び当該契約に基づく利用者追加その他これに準ずる変更の申込み（利用者追加に伴う料金増を含みます。）については、この限りではありません。また、当社は本規約に基づく該当の当社提供コンテンツに係る利用団体との契約がすべて終了した日の翌日をもって、本規約第 2 章（当社提供コンテンツ個別利用規約）における当該当社提供コンテンツに関する規定を廃止します。</u> <u>3 第 2 項により廃止される規定の廃止日前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>4 第 2 項により廃止される規定の廃止日前にその事由が生じた当社提供コンテンツに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>
--	---